

松江市(島根県)

(2006年3月24日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年3月31日	合併の方式：新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 ⁽¹⁾ ：199,289人(高齢化率 ⁽²⁾ 19.7%)	面積 ⁽³⁾ ：530.21k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：48人(法定上限34人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,583人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.554	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：92.4%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：93,732,918千円		
うち、地方税24,567,776千円、地方交付税17,349,384千円		
合併特例債発行予定額 未定/同限度額52,000百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業6.2%、第二次産業21.9%、第三次産業71.9%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：決算カード(一般会計)。(6)(7)：決算カード(一般会計)。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧松江市	152,616人	18.0%	221.38k m ²	34人	818人	0.66	90.4%
旧鹿島町	8,414人	24.8%	29.04k m ²	16人	92人	0.81	85.1%
旧島根町	4,447人	30.4%	37.24k m ²	13人	71人	0.13	90.8%
旧美保関町	6,781人	28.5%	55.41k m ²	14人	84人	0.16	89.0%
旧八雲村	6,844人	20.5%	56.00k m ²	14人	61人	0.26	86.7%
旧玉湯町	6,114人	21.5%	36.84k m ²	15人	47人	0.44	88.1%
旧宍道町	9,489人	25.5%	60.17k m ²	15人	71人	0.32	79.5%
旧八束町	4,584人	27.1%	34.13k m ²	12人	56人	0.20	89.8%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<⑦生活圏一体化に伴う対応、③住民ニーズの広域化・高度化、⑤財政状況></p> <p>松江・八束8市町村は古くから山陰地方の政治・経済・文化の要衝として共に栄えてきたが、厳しさを増す地方財政や少子高齢化への対応、地方分権を担える行政体制づくり、住民生活の広域化に対応したまちづくりの必要性から合併をした。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、①関係市町村間の合意、③方式></p> <p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>住民の理解を得るため、旧市町村単位に各種住民説明会を実施した。また、可能な限り会議の公開をするとともに、ホームページや広報誌(月1回発行)を通じての積極的な情報提供を行った。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p><合併推進の具体的な活動></p> <p>月2回首長会議を開催し、法定協議会提出案件等各種調整事項の事前審査調整を行なった。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
特になし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
2002年6月の「松江・八東合併推進協議会（任意協議会）」の協議まで、八東郡東出雲町を含む9市町村で合併協議をすすめてきたが、法定協議会の設立にあたり、東出雲町は離脱され、8市町村の枠組みによる合併協議、その後の合併となった。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
1999年2月に松江・八東9市町村長間で介護保険の共同実施と、合併の是非を調査研究する「松江・八東広域行政研究協議会」の設置について合意し、同年9月に同協議会を設置した。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2002年5月10日～2002年10月25日）	
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各2名 計36名 <9市町村で設置>
運営上の工夫	特になし。
(6) 法定協議会（設置期間：2002年11月18日～2005年3月30日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、議員各2名、住民各3名、学識経験者（共通委員）3名 計51名 <8市町村で設置>
運営上の工夫	協議の決定方法を全会一致とした。合併協議会は原則公開し住民等の傍聴を可能にするととともに、広報誌、ホームページ、会議録閲覧等で住民への情報提供を行った。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫> 首長及び8市町村枠を越えて選出されている共通委員（学識経験者）3人からなる「松江・八東合併協議合併方式等検討委員会」を設置し集中審議・検討を行なった。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	02年12月 02年12月 02年12月 02年12月 03年1月
合意：	03年7月 04年2月 03年7月 03年7月 03年2月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
	<input type="checkbox"/> ①方式
合併方式検討委員会における真摯な協議と、8市町村議会に対する調整、それぞれの議会、議員の理解により解決した。	
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>	
	<input type="checkbox"/> 新設・編入
対等な合併が実現するということが最も大切であるという認識のもとに、合併協議会において、全会一致でまとめることができる案であったから。旧町村において「編入合併」に対する抵抗感が大きかったため。	
<基本項目②「合併の期日」の決定理由>	
	2005年3月31日合併
市町村合併の特例に関する法律が2005年3月31日に失効するため。	

<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続：合併協議会で決定した。</p> <p>選定理由：「松江市」は、国際文化観光都市としての全国的な知名度が高いことと、「松江市」を中心とした商圈、通学圏、保健医療圏などができていたため、理解が得やすかった。</p>	<p>公募 有 ・ 無</p>
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>旧松江市役所を本庁とした。それぞれの施設については既存施設を活用することとしたが、本庁における職員が増加することに対応するため、本庁を一部増築した。旧松江市は、以前から通勤、通学、通院、買い物等、圏域の中心であるとともに、位置的にも新市の中心であることから本庁舎の位置として決まった。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>旧 7 町村の役場を新市の支所とした。</p>	<p>既存施設 ・ 新規建設</p>
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正負ともになし。</p>	

(8) 新市建設計画

<p>計画の期間：10 ヶ年</p> <p>理由 国からの財政措置が、合併後概ね 10 ヶ年であったこと。</p>
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>新市建設計画の作成にあたっては、住民皆様から様々な意見・提言をいただくため、「まちづくり委員会」を設け、検討をいただいた。このまちづくり委員会からの提言や旧市町村の総合計画などを基に、職員が手作りで新市建設計画の原案を作成し、合併協議会の小委員会である「新市建設計画検討委員会」で審議・修正し、最終的には合併協議会で審議・修正、決定した。</p>
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>県道整備に関し、島根県における該当道路整備の評価と事業優先順位付けが、合併協議会構成市町村の思いと異なり調整に難航した。</p>
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>新市の将来像を「山陰をリードする経済・生活・文化中核都市 一都市と自然が共生し癒しと温もりに満ちた活力ある生活都市を目指して」としたこと。地域の特性を活かし、新市全体の振興を図るとともに、まちづくりを進めるために、地域の個性・特色をのぼす 8 つのプロジェクトと、新市の融合一体化のため、12 のプロジェクトを掲げたこと。</p>
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容></p> <p>旧市町村が目指していた、まちづくりの方向性や主要事業について、関係市町村の総合計画等を参考に調整し新市建設計画へ掲載した。</p>

単位：百万円 ()は%	合併前 (2002 年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005 年度	2009 年度	2014 年度
歳入合計	94,497	96,746	85,491	84,046
地方税	26,135(27.7)	25,724(26.6)	25,452(29.8)	26,362(31.4)
地方交付税	20,534(21.7)	17,859(18.5)	16,899(19.8)	15,858(18.9)
歳出合計	93,385	95,589	84,358	85,418
人件費	14,441(15.5)	15,423(16.1)	15,679(18.6)	14,552(17.0)
(参考：一般職員数)	(1,300 人)	(—)	(—)	(—)
公債費	13,384(14.3)	15,369(16.1)	14,486(17.2)	17,780(20.8)
普通建設事業費	19,946(21.4)	19,330(20.2)	14,500(17.2)	14,500(17.0)

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等
新たな設定・変更等は行っていない。
(10) 住民への情報提供等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の配布（全 20 号。配布方法：町内会等を通じて配布） ・ 住民説明会の開催（延べ 341 回開催、延べ 13,445 人参加） ・ H P の開設（2002 年 12 月開設、月 1 回定期更新、アクセス数月平均 3,530 回） ・ その他（具体的に：新聞広告、ラジオによる広報、住民説明用ビデオ作成、管内バス視察の実施、懸垂幕等の掲示）
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施
<p>(名 称)：鹿島町市町村合併住民アンケート (時 期)：2004 年 2 月 26 日～3 月 8 日 (対象者)：18 歳以上の町民の半数 (方 法)：アンケート方式（郵送）</p>
<p>(名 称)：八雲村合併に関する住民意向調査 (No.1) (時 期)：2002 年 7 月 (対象者)：村内在住の八雲中学 3 年生以上の 10 代の男女 394 人 村内在住の 20 歳以上の男女 1200 人（年齢階層別無作為抽出） (方 法)：アンケート方式（郵送）</p>
<p>(名 称)：八雲村合併に関する住民意向調査 (No.2) (時 期)：2003 年 6 月 9 日～6 月 16 日 (対象者)：村内在住の 20 歳以上の男女 2000 人（年齢階層別無作為抽出） (方 法)：アンケート方式（郵送）</p>
<p>(名 称)：八雲村合併に関する住民意向調査 (No.3) (時 期)：2003 年 11 月 25 日～12 月 3 日 (対象者)：村内在住の 20 歳以上の男女 2000 人（年齢階層別無作為抽出） (方 法)：アンケート方式（郵送）</p>
<p>(名 称)：玉湯町市町村合併についての住民アンケート (時 期)：2004 年 2 月 9 日～2 月 17 日 (対象者)：2004 年 1 月 1 日現在、満 20 歳以上の町民全員 5062 人 (方 法)：アンケート方式（郵送）</p>
<p>(名 称)：宍道町市町村合併についての住民アンケート (No.1) (時 期)：2002 年 1 月 (対象者)：宍道町有権者から 1500 人を無作為抽出 (方 法)：アンケート方式（配付については区長に依頼、回収は郵送）</p>
<p>(名 称)：宍道町市町村合併についての住民アンケート (No.2) (時 期)：2002 年 8 月 (対象者)：各世帯で 1 名 2478 人 (方 法)：アンケート方式（配付については区長に依頼、回収は郵送）</p>
<p>(名 称)：宍道町松江八束合併協議会に関する住民アンケート (時 期)：2003 年 6 月 (対象者)：18 歳以上の宍道町民全員 7714 人 (方 法)：アンケート方式（配付については区長に依頼、回収は郵送）</p>

<p>(名 称) : 宍道町が松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町及び八束町と合併することの可否に関する住民投票</p> <p>(時 期) : 2004年2月15日</p> <p>(対象者) : 1986年2月16日以前に生まれた者(投票日で18歳以上)</p> <p style="padding-left: 20px;">①日本国民 ②永住外国人(申請して認定された者)</p> <p style="padding-left: 40px;">2月9日まで引き続き3ヶ月以上宍道町に住所を有する者</p> <p>(方 法) : 投票</p>							
<p>(12) 都道府県からの支援</p> <p>財政支援:合併準備で必要となる経費(電算統合経費等)について、島根県市町村振興資金の貸付対象としていただいた。</p> <p>人的支援:松江市に合併担当の助役として県職員1名を派遣。</p> <p style="padding-left: 40px;">合併協議会に県職員1名を派遣。</p>							
<p>(13) 外部コンサルタントへの委託 : <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">委託費</td> <td>11,655千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">委託内容</td> <td>電算統合電子自治体基本構想策定業務委託 2,100,000円</td> </tr> <tr> <td>電算システム統合運用支援業務委託 7,455,000円</td> </tr> <tr> <td>例規策定支援業務委託 210,000円</td> </tr> </table>		委託費	11,655千円	委託内容	電算統合電子自治体基本構想策定業務委託 2,100,000円	電算システム統合運用支援業務委託 7,455,000円	例規策定支援業務委託 210,000円
委託費	11,655千円						
委託内容	電算統合電子自治体基本構想策定業務委託 2,100,000円						
	電算システム統合運用支援業務委託 7,455,000円						
	例規策定支援業務委託 210,000円						

5. 合併の内容

<p>(1) 議員</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">特例の適用</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> (定数特例) (定数48人) ・ 在任特例 (在任期間 年 ヶ月) ・ 無</td> </tr> <tr> <td>その理由</td> <td>旧町村の意見が新市に反映されないのではないかという不安を払拭するため。</td> </tr> </table>		特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例) (定数48人) ・ 在任特例 (在任期間 年 ヶ月) ・ 無	その理由	旧町村の意見が新市に反映されないのではないかという不安を払拭するため。												
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例) (定数48人) ・ 在任特例 (在任期間 年 ヶ月) ・ 無																
その理由	旧町村の意見が新市に反映されないのではないかという不安を払拭するため。																
<p>(2) 農業委員会の委員</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">特例の適用</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> (2005年7月19日まで農委法第34条を適用、その後一つに統一する)</td> </tr> <tr> <td>その理由</td> <td>関係8市町村のうち6市町村の委員の任期が2005年7月19日までであったため。</td> </tr> </table>		特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2005年7月19日まで農委法第34条を適用、その後一つに統一する)	その理由	関係8市町村のうち6市町村の委員の任期が2005年7月19日までであったため。												
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2005年7月19日まで農委法第34条を適用、その後一つに統一する)																
その理由	関係8市町村のうち6市町村の委員の任期が2005年7月19日までであったため。																
<p>(3) 三役</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">旧松江市</td> <td>市長は退職後4月の市長選挙により新市の市長、助役は退職後5月より新市の助役、収入役は退職。</td> </tr> <tr> <td>旧鹿島町</td> <td>町長は退職後8月1日より市政顧問、助役は退職、収入役は不在。</td> </tr> <tr> <td>旧島根町</td> <td>町長は退職後8月1日より市政顧問、助役は退職後4月の市議会選挙により新市の市議会議員、収入役は退職。</td> </tr> <tr> <td>旧美保関町</td> <td>町長は退職後8月1日より市政顧問、助役は不在、収入役は退職。</td> </tr> <tr> <td>旧八雲村</td> <td>村長は退職後8月1日より市政顧問、助役、収入役は退職。</td> </tr> <tr> <td>旧玉湯町</td> <td>町長は退職後8月1日より市政顧問、助役は玉湯支所長、収入役は不在。</td> </tr> <tr> <td>旧宍道町</td> <td>町長は退職、助役は宍道支所長、収入役は退職後8月1日より市政顧問。</td> </tr> <tr> <td>旧八束町</td> <td>町長は退職後4月23日まで職務執行者、8月1日より市政顧問、助役は退職、収入役は不在。</td> </tr> </table>		旧松江市	市長は退職後4月の市長選挙により新市の市長、助役は退職後5月より新市の助役、収入役は退職。	旧鹿島町	町長は退職後8月1日より市政顧問、助役は退職、収入役は不在。	旧島根町	町長は退職後8月1日より市政顧問、助役は退職後4月の市議会選挙により新市の市議会議員、収入役は退職。	旧美保関町	町長は退職後8月1日より市政顧問、助役は不在、収入役は退職。	旧八雲村	村長は退職後8月1日より市政顧問、助役、収入役は退職。	旧玉湯町	町長は退職後8月1日より市政顧問、助役は玉湯支所長、収入役は不在。	旧宍道町	町長は退職、助役は宍道支所長、収入役は退職後8月1日より市政顧問。	旧八束町	町長は退職後4月23日まで職務執行者、8月1日より市政顧問、助役は退職、収入役は不在。
旧松江市	市長は退職後4月の市長選挙により新市の市長、助役は退職後5月より新市の助役、収入役は退職。																
旧鹿島町	町長は退職後8月1日より市政顧問、助役は退職、収入役は不在。																
旧島根町	町長は退職後8月1日より市政顧問、助役は退職後4月の市議会選挙により新市の市議会議員、収入役は退職。																
旧美保関町	町長は退職後8月1日より市政顧問、助役は不在、収入役は退職。																
旧八雲村	村長は退職後8月1日より市政顧問、助役、収入役は退職。																
旧玉湯町	町長は退職後8月1日より市政顧問、助役は玉湯支所長、収入役は不在。																
旧宍道町	町長は退職、助役は宍道支所長、収入役は退職後8月1日より市政顧問。																
旧八束町	町長は退職後4月23日まで職務執行者、8月1日より市政顧問、助役は退職、収入役は不在。																

(4) 一般職		
定員管理	<定数の削減>現在 1,779 名を 10 年間で 1400 名に削減。	
給与の調整	<給料表の統一>旧松江市の給料表に統一。 <給与の再調整・再計算>昇給延伸及び短縮の実施。	
役職の調整	降任、降格とならないようにした。	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
宍道町	旧宍道町の来待出張所は新市においても来待出張所として設置している。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有 (合併特例法第 5 条の 4 に規定する地域審議会の機能を包含した地域協議会を地方自治法 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として設置した。)	
その理由	行政区域の拡大に伴い、地域住民の声を施策に反映させ、新市全体の一体的振興を図るとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、旧松江市以外の旧町村に設置した。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市(町村)民税均等割	旧松江市→制限税率 旧鹿島町・旧島根町・旧美保関町・ 旧八雲村・旧玉湯町・旧宍道町・旧 八束町 →標準税率	2010 年 4 月 1 日から制限税率に統一。 (合併年度及びこれに続く 5 年度に限り不均一課税)
法人市(町村)民税法人税割	旧松江市→制限税率(14.7%) 旧鹿島町→超過税率(14.0%) その他旧町村→標準税率(12.3%)	〃
軽自動車税	旧松江市→制限税率 旧鹿島町・旧島根町・旧美保関町・ 旧八雲村・旧玉湯町・旧宍道町・旧 八束町 →標準税率	〃
(9) 上下水道使用料(調整方針:当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
上水道料金	上水:新市に移行後も現行のおりとし、事業ごとに必要に応じて随時調整する。 簡水:合併後 6 年を目途に統一する方向。	
下水道料金	合併後 6 年目を目途に段階的に統一する。	
(10) 上下水道以外の使用料等(調整方針:使用料等により異なる。)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整(調整方針:保険料については、事業の健全な運営を確保することができる客員となるよう新市において適正な料率を設定する。)		
賦課徴収方法	旧松江市・旧島根町・旧玉湯町 →保険料 旧鹿島町・旧美保関町・旧八雲村 旧宍道町・旧八束町 →保険税	2005 年 4 月 1 日から保険料に統一。

所得割	旧松江市 7.30% 旧八雲村 5.90% 旧鹿島町 5.50% 旧玉湯村 5.50% 旧島根町 5.95% 旧宍道町 5.60% 旧美保関町 7.65% 旧八束町 7.77%	2005年4月1日から 7.67%に統一。
資産割	旧松江市 なし 旧八雲村 32.00% 旧鹿島町 33.00% 旧玉湯村 25.00% 旧島根町 49.48% 旧宍道町 38.50% 旧美保関町 45.00% 旧八束町 41.74%	2005年4月1日から3 方式としたため、資産割は 無。
均等割	旧松江市 31,680円 旧八雲村 25,500円 旧鹿島町 23,000円 旧玉湯村 31,500円 旧島根町 25,000円 旧宍道町 31,800円 旧美保関町 29,500円 旧八束町 30,078円	2005年4月1日から 29,040円に統一。
平等割	旧松江市 17,160円 旧八雲村 22,000円 旧鹿島町 19,000円 旧玉湯村 25,500円 旧島根町 22,000円 旧宍道町 30,000円 旧美保関町 30,000円 旧八束町 27,225円	2005年4月1日から 21,840円に統一。
(12) 介護保険事業（調整方針：従来から同一金額のため調整不要（組合等事業））		
第1号被保険者の 月額基準保険料	全市町村 3,460円	
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	最も大規模なシステムであり、データ移行確認作業が軽減できる松江市のシステムに統一し、旧町村のデータを移行した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
変更した場合、その内容と理由	旧) 八束郡鹿島町大字 <u>恵曇町</u> →新) 松江市鹿島町 <u>恵曇</u> 旧) 八束郡玉湯町大字 <u>林村</u> →新) 松江市玉湯町 <u>林</u>	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：4,100百万円/10年後	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2005年～2006年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2005年～2006年度)
(3) 合併による効果	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>従来、市町村ごとに計画されてきた道路や情報通信基盤などの整備が、住民の日常生活行動と一層整合性が図られ、効率的・効果的なまちづくりが可能になった。また、地域の正確に応じた役割分担が図れ、重複した投資がなくなる。</p>	
<p><①住民の利便性の向上></p> <p>住民サービスの窓口（本庁・支所・出張所）が増え、利便性向上が向上する。また距離的により近い幼稚園に通うことなどが可能になるほか、新市内の公共施設をどこでも同じ条件で利用できるようになった。</p>	

<p><⑤行財政の効率化></p> <p>特別職・議員・職員の総数削減による人件費の抑制や、行財政改革による効率的な行財政運営などにより、財政の健全化が図られる。また、管理部門統合などにより、専門職員の育成・配置や専門部署の設置など、行政体制の充実と多様な行政課題に対応できる組織機構の整備が可能となった。</p>
<p>(4) 合併による問題点と解決策</p>
<p><①役場が遠くなり不便になる></p> <p>合併協議が開始された当初には、「役場が遠くなり不便になる」という指摘はあったが、旧町村の役場を新市においては支所として設置し、住民に身近なサービスを実施することとしたため合併後にそのような指摘はない。</p>
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する></p> <p>「中心部と周辺部の格差が増大する」という指摘については、新市まちづくり計画において、合併した旧市町村の地域について、地域特性にあわせたゾーニングをすることによって、特色あるまちづくりを進めていくこととした。</p>
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる></p> <p>「人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる」ということに対しては、地域住民の声を施策に反映させ新市全体の一体的振興を図るとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、合併特例法第5条の4に規定する地域審議会の機能を包含した地域協議会を地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、旧町村の区域ごとに設置した。</p>
<p>(5) 残された課題</p>
<p>消防団の組織の統一、コミュニティバスなど総合交通体系の構築、同様な団体への補助基準の統一、上下水道料金の統一、公立幼稚園の保育料等の統一。</p>

P. 3 (1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ